

佐賀県告示第二百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年七月九日

佐賀県知事 古 川 康

一(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市東山代町川内野字角井四〇二四の一、四〇二九の一、字黒谷四七九四の一、字柳谷五四五九の二、東山代町滝川内字有塚七六一の一、東山代町大久保字烏帽子三一三八の七四、三一三八の七七、三一三八の七八、三一三八の八〇から三一三八の八三まで、三一三八の八六、三一三八の八八から三一三八の九六まで、三一三八の九八から三一三八の一〇〇まで、三一三八の一〇三、三一三八の一〇五、三一三八の一〇七から三一三八の一〇九まで、三一三八の一〇一、三一三八の一〇二、三一三八の一〇五、三一三八の一〇九、三一三八の一〇一六、三一三八の一〇九、三一三八の一〇二〇

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備

課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市東山代町脇野字引岩四三七二の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市二里町大里字濡岩甲一の一六、甲七二の一、甲一〇四の一、甲

一〇四の四、甲一〇四の五、甲一〇四の七、甲一一の一、甲一一の四、

字中ノ原甲三〇五の一、甲三〇五の二、甲三三三、字松林乙三四一四の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市

町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

四(一) 保安林予定森林の所在場所

伊万里市大坪町字今岳原乙三一七三の一、乙三一七三の二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。〕